

香川地方最低賃金審議会
 第2回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
 機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開 催 日 時	令和4年10月6日 15時12分～16時19分		
開 催 場 所	香川労働局 第1会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席2人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主 要 議 題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議 事 要 旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 1,021円(+51円引上げ)</p> <p>根拠：①香川県製造業19歳までの平均所定内給与額177,400円を時間額に換算すると1,021円となり、現行の最賃額(970円)との差51円。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 1,010円(+40円引上げ)</p> <p>根拠：地賃引上げ額30円に昔、同じ産別であった船舶に追いつくため、船舶の特定最賃の差10円を足して40円。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 986円(+16円引上げ)</p> <p>根拠：現行の特定最低賃金額970円に、第4表①Cランク産業計の賃金上昇率1.6%を乗じて、15.524(円未満切上げ)→16円</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 986円(+16円引上げ)</p> <p>根拠：本日はこれ以上の歩み寄りはない。</p> <p>労働者側、使用者側共に歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和4年10月11日10時00分から開催することを確認した。</p>		